

北陸信越検査部が特別街頭検査を実施

— 不正改造車11台に対し新潟運輸支局が整備命令書を交付 —

自動車技術総合機構北陸信越検査部は、北陸信越運輸局新潟運輸支局、軽自動車検査協会新潟主管事務所及び新潟県警察と連携し、不正改造車を排除するため特別街頭検査を実施しました。

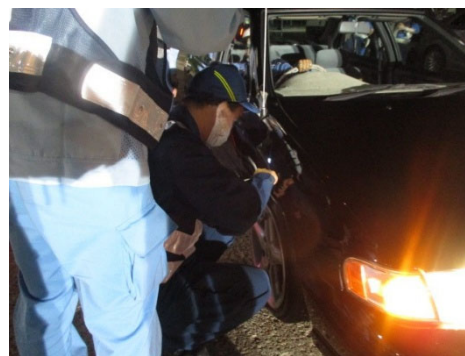
その結果、計12台の車両を検査し、騒音基準を満たさないマフラーの取付け等の不正改造があった計11台に対し、道路運送車両法に基づき、新潟運輸支局から整備命令書が交付されました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施日時及び場所 令和8年9月26日（土）21：00～23：00
新潟市北区（道の駅 豊栄）

◎検査車両台数 四輪車 12台
うち、整備命令書交付台数 11台

◎主な不正改造内容 騒音基準を満たさないマフラーの取付け、着色フィルムの貼付け、
回転部分の突出、最低地上高の不足、違法な灯火器の取付け等



お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441(代表)

FAX 03-5363-3347